

# 避難行動ガイド

市では、皆さんの生命に危険が及ぶと判断した場合、「避難準備情報」、「避難勧告」、「避難指示」を発令し、皆さんに避難を促します。避難勧告などを発令するときは、様々な状況を総合的に判断して発令します。

## 避難とは・・

避難は、災害から命を守るために行動であり、避難行動には次のような方法があります。

1 指定緊急避難場所・指定避難所への移動。	2 警戒区域等内の自宅などから移動し、安全な場所への避難。 (公園、親戚や友人の家など)	3 近隣の強固で高い建物などへの移動。	4 建物内の安全な場所での待避。 (家屋内への垂直避難) <small>やむを得ず、家屋内に留まつた場合、安全を確保する避難行動として、洪水対策では建物の2階以上高いところへ、土砂災害対策には、斜面と反対方向の高い階への移動が有効です。</small>
屋外が安全で移動できる状態のとき		屋外が危険な状態のとき	

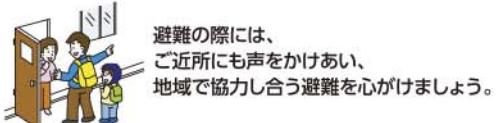
### 避難行動に関する行政発令の種類と、住民のみなさんの対応

避難勧告などは、災害の種類ごとに避難行動が必要な地域を示して発令しますが、地域やご家庭などの事情によって、「避難勧告」を待たずに避難が必要と考えられる場合は、「**自主避難**」をお願いします。

区分	立ち退き避難など住民のみなさんの行動
避難準備情報	<ul style="list-style-type: none"><li>気象情報に注意を払い、立ち退き避難の必要について考える。</li><li>立ち退き避難が必要と判断する場合は、その準備と立ち退き避難をする。</li><li>要配慮者（障がい者や高齢者で避難行動が困難な人）は、この段階で立ち退き避難をする。</li></ul>
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"><li>非常時持ち出し品をもって、立ち退き避難をする。</li></ul>
避難指示	<ul style="list-style-type: none"><li>避難勧告を行なった地域のうち、立ち退き避難がまだの人は、立ち退き避難する。</li><li>立ち退き避難することが、かえって危険と判断される場合は、屋内で安全を確保する。</li></ul>

※「**自主避難**」とは、・・避難勧告などを待たず、自主的に地区集会所、親戚や友人の家などの安全な場所へ避難することです。その際は、出来るだけ必要な食糧、飲物、日用品などを持参するようにしてください。

※雨が降り続いているら、テレビ・ラジオ・スマートフォン・パソコンなどで最新の気象情報を入手しましょう。特に、河川氾濫の浸水想定区域や土砂災害警戒区域にお住まいの方は、自分で早めに判断し、「危ない」と思ったら、直ちに危険な区域から離れる行動（**自主避難**）することが命を守ることになります。



お年寄りや  
体の不自由な方などの  
避難に協力しましょう。



## 大雨のとき

河川の近くや、土砂災害の恐れがある区域に対して、市が設定している基準に達した場合に、避難準備情報、避難勧告、避難指示を発令します。また、「記録的短時間大雨情報」など、従来までの想定以上に短時間で大雨が想定される場合、短時間で避難準備情報が発令されずに避難勧告、避難指示が発令される場合もあります。各自で早めの判断をおこない、「危ない」と判断したら、ただちに危険な区域から離れる「**自主避難**」することが生命を守ることになります。

※「記録的短時間大雨情報」とは、・・気象庁（気象台）より、大雨警報発表時に、現在の降雨がその地域にとって災害の発生につながるような、稀にしか観測しない雨量であることをお知らせするために発表します。



## 地震のとき

大きな地震に伴って、多くの家屋が崩壊し、その後の余震により家屋が倒壊のおそれがあるとき、又は火災が発生して大規模な延焼拡大のおそれがあるときに避難勧告、避難指示を発令します。

※直ちに指定避難所を開設するよう努めますが、時間がかかる場合があります。



## 火災のとき

大規模に延焼が拡大するおそれがあるときに避難勧告、避難指示を発令します。

## その他

災害が発生するおそれがあるときに避難勧告、避難指示を発令します。